観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務委託

公募型プロポーザル　応募要領

令和７年６月

小樽市産業港湾部観光振興室

目　　次

１ 業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２ 業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３ 業務委託の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４ 日程及び期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

５ 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６ 企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

７ 仕様書・様式等の交付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

８ 仕様書等に関する質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

９ 選定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１０ 契約手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１１ その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１２ 提出先・問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１３ 評価基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１４ 各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

この要領は、観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務について、事業者の能力等を総合的に比較し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

１　業務名

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務

２　業務の目的

本業務は、市民に対して、観光振興が地域にもたらす経済的恩恵などのメリットと、オーバーツーリズムへの対策について周知し、理解を促すことで、観光振興に対する市民の肯定的評価につなげることを目的とする。

３　業務委託の概要

（１）業務内容

別紙「観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務仕様書」のとおり

（２）履行期間

　 契約締結日から令和８年１月２０日（火）まで

（３） 事業費

　　１，０００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

（４）支払方法

受託業者は、業務完了後に提出する成果品等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから３０日以内に支払う。

（５）契約保証金

上記（３）の１０／１００以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成８年市規則第２７号。以下「契約規則」という。）第３条第３項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

４　日程及び期限

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 日程・期限 |
| プロポーザル公告 | 令和７年６月１１日（水） |
| 仕様書等の交付 | 令和７年６月１１日（水）～令和７年６月２６日（木） |
| 質問の受付 | 令和７年６月１８日（水）午後５時００分まで |
| 質問の回答 | 随時（最終回答　令和７年６月２０日（金）までに回答） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和７年６月２７日（金）午後５時００分まで |
| 事業者の決定 | 令和７年７月４日（金）（予定） |
| 委託契約締結 | 令和７年７月中旬頃 |

５　参加資格

（１）過去に国やいずれかの地方公共団体で類似した業務の実績があること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

①　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

（３）北海道内に事業所（本社、支店又は営業所）を有している法人であること。

（４）小樽市税に滞納がないこと。

（５）消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

（７）現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

６　企画提案書等の提出

（１）提出書類

①　企画提案参加申込書（様式１）

②　業務実施体制（様式２）

③　業務実績調書（様式３）

④　企画提案書 （様式４）

⑤　見積書（任意様式）

⑥　会社概要（任意様式）

⑦　誓約書（様式５）

⑧　使用印鑑届（様式６）

⑨　登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑩　小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前１か月以内に発行されたものに限る。)

⑪　消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。)

⑫　決算報告書等（申請時直近１事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

※　書類は原則Ａ４版で作成し、Ａ４版を超えるものは折りたたむこと。

※　フラットファイル等に書類を綴ること。

※　全体の目次を付け、各書類にページ番号を付けること。

※　項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、目次と対応するインデックスを付けること。

（２）企画提案書等の記載事項

①　業務実施体制（様式２）は、業務を実施するための適切な体制を提示すること。

②　業務実績調書（様式３）は、過去の類似業務の実績について記載すること。

③　企画提案書（様式４）は、別紙の「観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務仕様書」に基づき、その内容や手法等について具体的に記載すること。

（３）提出部数

・正本は、上記（１）の①～⑫の構成で一式とし、１部提出すること。

・副本は、上記（１）の②～⑥の構成で一式とし、８部提出すること。

※小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある応募者は⑦～⑫の提出を省略することができる。

※④企画提案書表紙及び⑤見積書は、正本１部のみ押印し、副本８部は複写とする。

（４）提出期限

令和７年６月２７日（金）午後５時００分（必着）

（５）提出方法

①　持参の場合は、平日午前９時～午後５時００分の間に持参すること。

②　郵送の場合は、提出期限の前日である令和７年６月２６日（木）までに到着すること。

（６）注意事項

提案書の提出期限後の追加資料の提出及び差替え、再提出は認めません。

７　仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

＜ホームページアドレス＞： https://www.city.otaru.lg.jp/

８　仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（１）受付方法

質問書（様式７）を、ファクシミリ又は電子メールで小樽市産業港湾部観光振興室へ送信してください。また、送信後に、電話で着信を確認してください。（送信先及び確認連絡先は、「１２ 提出先・問合せ先」を参照してください。）

（２）回答方法

質問書への回答については、令和７年６月２０日（金）までに行うものとします。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容について小樽市ホームページに掲載することとします。

９　選定方法等

（１）審査体制

小樽市商工会議所、小樽観光協会及び小樽市の職員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

（２）審査方法

委員会は、提出書類により、評価項目をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

（３）ヒアリング実施の有無

当該企画募集にあっては、ヒアリングの実施はありません。

（４）評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格と　します。

①　「５ 参加資格」を満たさなくなった場合

②　提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

③　提出書類に虚偽があった場合

④　契約の履行が困難と認められるに至った場合

⑤　提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった

場合

⑥　その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

（６）選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じません。

１０　契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

１１　その他留意事項

（１）企画提案書の作成・提出に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

（２）提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しません。

（３）提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがあります。

（４）提出された提案書等は、返却しません。

（５）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とします。

（６）本業務に関して、提案者が１者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

（７）提案書は、小樽市情報公開条例（平成１８年条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第７条各号の不開示情報を除き、開示の対象となります。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第７条第３号又は第５号の規定により、開示の対象としません。

（８）審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。

（９）参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面　　により本市へ報告してください。

（10）本事業の実施については、令和７年小樽市議会第２回定例会における補正予算の成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。

（11）選定された事業者との契約締結は、観光庁補助（オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業）の交付決定後となります。交付決定がなされない場合又は大幅に遅延する場合は、事業者選定を取り消す可能性があります。

（12）上記の（10）又は（11）に該当する場合において、本プロポーザルに要した費用を請求することはできませんので、あらかじめ御承知おきください。

１２　提出先・問合せ先

小樽市産業港湾部観光振興室　担当：髙梨・津田

〒047-0007 小樽市港町４番３号

電話：(0134)32-4111 内線7450

FAX：(0134)27-8600

電子メール：[kanko02@city.otaru.lg.jp](mailto:kanko02@city.otaru.lg.jp)

評価基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 |
| 業務経歴 | ・本業務と同等又は類似した業務実績があるか。 | ２０ |
| 実施体制等 | ・業務に必要な経験・能力（分析、企画、照査、デザインなど）を有する担当者の配置が予定されているか。  ・スケジュールは、効率的かつ効果的な内容となっているか。 | ２５ |
| 企画提案 | ・広報資料の作成について具体性、実現可能性及び妥当性があるか。  ・市民の関心を喚起し、理解を深めるための独創的なアイデアや工夫があるか。  ・表現の分かりやすさへの配慮があるか。 | ２０ |
| ・アンケートの実施方法、回収方法及び分析方法について具体性があるか。  ・アンケートの回収率を高めるための工夫があるか。 | ２０ |
| 見積価格 | ・価格評価点の算出方法  （最低見積価格）／（当該見積価格）×１５点  ※小数点以下切捨て | １５ |
| 評価の合計　１００点 | | |

様式１

企画提案参加申込書

令和　　年　　月　　日

小樽市長　迫　　俊哉　様

提　案　者　住所

会社・法人等名称

代表者名　　　　　　　　　　　　印

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務委託公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の委託に係る企画提案に必要書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名　　観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務

【 連絡先 】

担当者名

電話番号

FAX番号

E–mail アドレス

様式２

業務実施体制

１．総括責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括責任者 | 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 本業務での担当  業務内容 |  | |
| 業務経歴等 |  | |

２．担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 本業務での担当  業務内容 |  | |
| 業務経歴等 |  | |

※　期間中を通して本業務に従事できる総括責任者、担当者を記入すること。

※　担当者の調書は、担当者の人数に応じて複写し、別葉にて記入すること。

３．業務体制全体図　　　別紙のとおり（※任意様式で添付してください。）

様式３

業務実績調書

|  |
| --- |
|  |

※　過去５か年（令和２年度～令和６年度）に取り組んだ事業のうち、今回の業務内容と類似しているものがあれば、当業務に生かせるノウハウ等がわかる形で記載してください。

※ 資料添付可

　様式４

企画提案書

令和　　年　　月　　日

小樽市長　迫　　俊哉　様

提　案　者　　住所

会社・法人等名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務委託公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

□企画提案書別紙【任意様式】

□業務工程表【任意様式】

総括責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 会社・法人等名称 |  |
| 職名・氏名 |  |
| 住 所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| FAX 番号 |  |
| E–mailアドレス |  |

様式５

誓　約　書

小樽市長　迫　俊哉　様

私は、小樽市が実施する観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務の公募型プロポーザルの申込みに当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、プロポーザルへの参加資格又は最適な提案者としての資格を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和　　年　　月　　日

住　所

会社・法人等名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

様式６

使　用　印　鑑　届

使用印

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務に係る公募型プロポーザルに参加し、企画提案の参加、見積、契約、請求等のため、上記の印鑑を使用したいので、届け出ます。

令和　　年　　月　　日

小樽市長　迫　　俊哉　様

住所

会社・法人等名称

代表者名

様式７

質　問　書

令和　　年　　月　　日

小樽市長　迫　　俊哉　様

住所

会社・法人等名称

代表者名

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問事項 | 頁 | 質問内容 |
|  |  |  |

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※Ａ４用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

【担当者連絡先】

所属

役職氏名

電話番号

電子メール